令和８年教育委員会第９回定例会会議録

開会日時　　令和８年９月３日　　午前　１０時００分

閉会日時　　同　　上　　午後　０時２７分

場　　所　　教育委員会室

出席委員

教育長	市川　茂	
同職務代理者	久保洋子	
委員	壷内　明	
委員	谷部憲子	
委員	井口信二	
委員	田中　健	

議場出席委員

・教育次長	山崎　淳	・学校教育担当部長	山梨　智弘
・教育総務課長	羽田　顕	・学校施設課長	川端　嘉彦
・学校施設整備担当課長	加藤　義人	・学務課長	大倉　義雄
・教育指導課長	杉山　茂	・学校教育推進担当課長	駒形　康弘
・総合教育センター教育支援課長 兼 総合教育センター管理担当課長	二ノ宮　正信	・統括指導主事	青木　大輔
・統括指導主事	田辺　留美子	・地域教育課長	寒川　正敏
・放課後支援課長	宮木　亮	・生涯学習課長	土居　真喜
・生涯スポーツ課長	張替　武雄	・中央図書館長	香川　幸博

開会宣言　　教育長　市　川　　茂　午前１０時００分　開会を宣する。

署名委員　　教育長　市　川　　茂　　委　員　久保　洋子　　委　員　壷　内　　明

以上の委員３名を指定する。

開会時刻１０時００分

○教育長　おはようございます。出席委員は定足数に達しておりますので、令和８年教育委員会第９回定例会を開会いたします。

本日の会議録の署名は私に加え、久保委員と壷内委員にお願いいたします。

まず、本日、傍聴の申出はございませんが、本日の議案第 46 号から第 49 号まで、それから第 51 号から第 54 号まで及び報告事項等４につきましては、議会の議案に関する案件のため、また議案第 50 号につきましては、特定の個人を識別され得る情報が含まれており、公開することにより個人の権利・利益を害するおそれや、公正かつ円滑な議事運営が損なわれるおそれがあるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第７項の規定により、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長　それでは、議案第 46 号から第 54 号まで、及び報告事項等４につきましては非公開といたします。

それでは、議事に入ります。本日は議案等が 10 件、報告事項等が９件、資料配付が３件でございます。

本日の議事の進行ですが、議案第 46 号と報告事項等４は関連のある案件のため、議案第 46 号を上程した後、あわせて報告事項等４の説明をお願いしたいと思います。

それでは、議案第 46 号「令和８年度葛飾区一般会計補正予算（第２号・教育費）に関する意見聴取」を上程いたします。あわせて、関連する報告事項等４の説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長　それでは、議案第 46 号「令和８年度葛飾区一般会計補正予算（第２号・教育費）に関する意見聴取」につきまして、ご説明申し上げます。

まず初めに「提案理由」でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づきまして区長から意見を求められましたので、本案を提出するものでございます。

別添の予算案につきまして異議のない旨、区長に回答いたしたいと考えてございます。

なお、本日の議案第 47 号から第 49 号まで、及び議案第 51 号から 54 号までにつきましては、本議案と同様の提案理由となっておりますことから、提案理由の説明は省略とさせていただければと存じます。何とぞご了承いただければと存じます。

それでは、歳入予算から説明申し上げます。７ページをお開きください。第 14 款都支出金、第２項都補助金、第７目教育費補助金、８ページにお移りいただきまして、19、学童保育クラブ待機児童解消区市町村支援事業費でございますが、こちらの補正額 3,411 万円でございます。こちら、私立学童保育クラブが職員用の宿舎の借上げを行う場合に、その経費の一部を補助す

るものでございます。補助率は４分の３となってございます。

続きまして、９ページをお開きください。歳出予算でございます。第８款教育費、第１項教育総務費、第３目教育指導費の、10 ページにお移りいただきまして、１、学校教育活動指導経費、こちらの（１）教育情報化推進経費でございますが、補正額 2,138 万 4,000 円でございます。

内容でございますけれども、インターネット接続環境基盤更改対応と記載しておりますけれども、学校ホームページ等で利用しておりますクラウドサービスの終了に伴いまして、サーバを移行する必要があることから、その経費を計上しているものでございます。

11 ページをお開きください。第２項小学校費、第１目学校管理費、12 ページにお移りいただきまして、１、小学校運営経費の（１）一般校具・教材等管理経費でございますが、補正額 76 万 1,000 円でございます。

また、その下、２の小学校維持管理経費の（１）学校施設維持管理経費につきましては補正額 423 万 9,000 円でございます。こちら、川端小学校おきまして、新たに講演台の購入と駐輪場の整備を行うことから、それらに係る経費を計上しているものでございます。なお、こちらの経費につきましては、昨年度、区民の方から頂きました寄附を基に行うものでございまして、寄附者の方のご意向もあり、このたび、川端小学校での物品購入等に使わせていただくといった内容のものでございます。

11 ページの右側、補正額の財源内訳の欄に特定財源といたしまして、繰入金 500 万円を計上してございますが、昨年度頂きました寄附につきまして、政策経営部で所管しております「夢と誇りあるふるさと葛飾基金」に一旦積立てを行っておりまして、このたび、その基金からの繰入れを行うというものでございます。

続きまして、同じく 11 ページ、第６目学校施設建設費の 12 ページにお移りいただきまして、１、校舎建設経費の（１）小松南小学校改築経費でございますが、補正額 1,830 万円でございます。こちら、小松南小学校の改築に当たりまして、旧松南小学校の一部解体及び一部改修に係る設計委託を実施する必要があることから、当該経費を計上するとともに翌年度以降に係る経費を債務負担行為設定するものでございます。

債務負担行為について補足の説明でございますけれども、19 ページをお開きください。こちらの「債務負担行為補正」と書かれております表の一番下になります、旧学校改修工事等設計委託と記載されております事項になりますけれども、今回新たに令和９年度から 10 年度まで 4,270 万円の債務負担行為を設定いたします。

13 ページをお開きください。第３項中学校費、第５目学校施設建設費、14 ページにお移りいただきまして、１、校舎建設経費の（１）常磐中学校改築経費でございますが、こちらの補正額１億 8,910 万円でございます。こちら、工事請負契約約款第 24 条第６項及び第７項の規定に

よりまして、近時の資材価格、また人件費の上昇に伴う経費の増加分を計上しているものでございます。

15ページでございます。第６項社会教育費、第１目社会教育振興費、こちらの16ページにお移りいただきまして、１、放課後支援事業経費の（１）学童保育クラブ運営助成経費は、１億1,147万6,000円でございます。こちらの内容でございますが、２職員宿舎借上支援事業費助成は、補正額3,979万5,000円となってございまして、先ほど歳入で申し上げたところになりますけれども、私立学童保育クラブが職員用の宿舎の借上げを行う場合に、その経費の一部を補助するというものでございます。

その下、２デジタル化・ＩＣＴ化推進事業費助成でございますが、こちら、補正額1,845万円でございます。内容といたしましては、私立学童保育クラブがオンライン会議や研修等に必要なＩＣＴ機器の導入等に係る経費を補助するというものでございます。

その下、３物価高騰緊急対策費助成でございますが、補正額は623万8,000円でございます。こちら、私立学童保育クラブに対しまして、光熱水費の物価高騰分の補助を行うものでございます。

さらに、その下、４熱中症予防対策費助成でございますが、補正額4,699万3,000円でございます。こちら、私立学童保育クラブに対しまして、日除けやミストシャワー等の導入に係る費用や熱中症予防に必要となる消耗品の購入等に係る費用を補助するというものでございます。

恐れ入ります。15ページの右側、補正額の財源内訳欄をご覧ください。こちら、国庫支出金といたしまして、子育て支援部所管の国庫補助金45万円を計上しているほか、都支出金につきましては、先ほど歳入で申し上げました、職員用の宿舎借上に係る都補助金3,411万円と、子育て支援部所管の都補助金4,424万4,000円を合算いたしました金額7,835万4,000円を特定財源として計上をしてございます。

17ページをお開きください。第７項社会体育費、第１目社会体育振興費、18ページにお移りいただきまして１、体育施設管理運営経費、こちらの（１）運動場等改修経費でございますが、補正額1,229万4,000円でございます。内容といたしましては、奥戸総合スポーツセンター温水プール館の受電設備改修工事に係る費用につきまして、工事請負契約約款第24条第６項及び第７項の規定によりまして、近時の資材価格や人件費の上昇に伴う経費の増加分を計上しているというものでございます。

補正予算についての説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長　学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長　それでは、報告事項等４「学校改築の状況について」のご説明をいたします。

まず、１の「小松南小学校の改築について」でございます。（１）「経過」でございますけ

れども、小松南小学校の改築工事期間中、仮校舎として使用する旧松南小学校の敷地につきましては、本年５月の教育委員会におきまして、体育館棟の改修及び校舎棟の解体を行う方針をお示ししたところでございます。今回、当該工事の設計業務に要する経費を令和８年度第二次補正予算案に計上するものでございます。

計上額は、（２）旧松南小学校改修工事等設計委託費としまして、令和８年度から 10 年まで、３カ年の債務負担行為設定としておりまして、令和８年度分の計上額は、1,830 万円。それから３カ年の合計額は 6,100 万円でございます。

（３）の「今後のスケジュール」につきましては、記載のとおりございます。

次のページをご覧ください。２の常磐中学校の改築について」でございます。（１）「経過」でございますけれども、新校舎建設工事におきまして、工事請負契約約款第 24 条第６項及び第７項の規定による人件費及び資材価格の高騰など、急激なインフレに起因します物価スライドに伴う工事費用増額分に係る経費を令和８年度第二次補正予算案に計上するものでございます。

計上額は、（２）「改築工事費」としまして、１億 8,910 万円でございます。補正後の予算額は 38 億 7,120 万円となります。

（３）の「今後のスケジュール」につきましては、記載のとおりでございます。

最後に、３の「よつぎ小学校・四ツ木中学校及び東四つ木小学校・中川中学校の改築について」でございます。（１）の「経過」でございますが、新校舎の建設につきましては、各小・中学校ともに既存校舎等解体工事に引き続きまして施工する計画でございました。今般、建築工事の入札が工期ですとか金額等の理由によって不調となってしまったため、今後の対応及び工事スケジュールについて、検討を行っているところでございます。

（２）の「今後の進め方」につきましては、今後の対応及び今後のスケジュール等について整理の上、改めて報告をさせていただきます。

私からのご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長　ただいまの説明について、まずは順番を入れ替えまして、報告事項等の４についてご質問等があれば、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

久保委員。

○久保委員　仮に使うところの旧松南小学校ですけれども、様々な地域の活動でも利用されているところでもありますし、物理的に教育委員会だけで所管している以外の書類の保管だとか、創業施設、支援施設、それから地域では消防団の倉庫も使っていますので、地域の方からどこまでそういうものが小学校建替えに関わる仮校舎として使うときに、今の松南小学校の使える部分というのが、不安があるというお声も聞いておりますし、以前より東京シューレに貸しておりました。その契約の間の地域との交流も含め、人間関係もそこでできていたと聞いております。そういうことも含めて、どの辺までがこの校舎の小学校の建替えに関わって、影響を受

けるのか。また、受けるのであれば、その後の建替え期間の間、どういう対応を地域と調整をしていくのか。今の時点で分かる範囲で教えていただければと思います。

○教育長　学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長　ご意見ありがとうございます。旧松南小学校については施設開放ですとか、地域の一部、倉庫の機能がいろいろございまして、今でも使わせていただいているところでございます。各部を通しまして、所管の団体の方ですとか、開放の方にも随時スケジュールをお示しさせていただきながら、場合によっては各課で代わりの場所の確保などを進めているところでございます。

また、防災に関しましても、小松南小学校を使えない場合は、第一避難所として旧松南小を使えるようにするなど必ずどちらかの学校で避難所として機能できるような形で進めてもいるところでございます。

いろいろな機能ですとか、今後の使い方がありますけれども、適切に地域になるべく早い段階で説明をしながら、不具合のないように、また、代替で対応できるところは、しっかり準備しながら、施設部と一緒に進めているというところでございます。

○教育長　久保委員。

○久保委員　それでは、具体的には消防団の小屋と創業支援施設と、それから倉庫として使っているところ、地域開放でやって郷土資料を展示していらっしゃるところもあったと記憶しています。スペースとしては、駅近くで、また境目が江戸川区ですので、周辺地域の方の一時的な避難所としても使われているところですので、その辺、所管を越えますので、丁寧に地域に説明をしていただきたいと思いますし、今の時点でここは間違いなく移動しますとか、なくなるというと変ですが、取りあえずここの時点ではそういう機能はなくなりますというようなことが明記できるものがあれば、教えていただければと思います。

○教育長　学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長　今の段階で決まっている部分をお伝えしますと、創業支援施設はもう使えなくなるというところですので、別の支援の方法を、今、産業経済課で考えているところでございます。あと、消防団の団小屋というのもございますので、工事に影響がある場合は別の形で小屋を準備するですとか、そこは地域防災と調整をしているところでございます。施設開放もなるべく早い段階で利用団体の方にお話をさせていただいて、代替としては小松南小学校を使っていただくことになると考えてはいるのですけれども、そういった代替のところを準備しながら進めていきたいなと考えているところでございます。

○久保委員　分かりました。ありがとうございます。

○教育長　そのほかいかがでしょうか。

谷部委員。

○谷部委員　よつぎ小学校と四ツ木中学校の建設に関わりまして、工事の入札不調は二度目ぐらいかなと記憶しているのですけれども。そうなると、また全部終わるまでの期間が延びるということになりますので、本当に地域の方も「あ、また延期になるのだな」というご意見を伺っておりますので、入札不調ということがなるべく起こらない形で持っていっていただけるように、ご努力をお願いしたいと思います。

○教育長　ご要望ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

それでは、報告事項等の４を終わりとします。

続きまして、お戻りいただいて、議案第 46 号についてご質問等はございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員　ありがとうございます。私から質問で、10 ページのところでご説明いただいたインターネット接続環境基盤更改対応のところで、ご説明の中で、学校のホームページサーバの移行であるということを頂いたのですけれども、こちらの内容をお分かりになる範囲で教えていただきたいのですが。このサーバの移行に伴って、今のホームページ自体はリニューアルするかどうか、まず伺ってもよろしいでしょうか。

○教育長　学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長　今回の内容につきましては、現在、学校ホームページもそうですし、区としても利用しておりますＫＤＤＩクラウドプラットフォームサービス、ＫＣＰＳの基盤にというものが令和９年３月末をもってサービス提供を終了するという連絡がございまして、ＫＤＤＩの後継サービスに移行すると。移行するものについては、もちろんＫＤＤＩ側が分担するものと、利用する側でも一部構築作業がございますので、その経費を計上しているものでございます。

また、ホームページの内容でありますとか、更新に係る操作性、こういったものについては今のところ大幅な変更はないものと見込んでおりまして、もちろんながら更改後に学校、教職員でホームページを更新する際であるとか、今回の更改に当たって作業は発生しないものと見込んでございます。

○教育長　田中委員。

○田中委員　ありがとうございます。ユーザーの見た目上は変わらないのかなと、まず理解をしました。その上で、そうすると例の基盤側の更新だけだと思うのですけれども。そうすると、感覚的な話ですけれども、費用的に高めかなと思いました。費用を高めている要因として想像できるのが、いわゆる行政側のシステムなのでセキュリティの担保であったり、あとは多様性の担保であったりというところがあるのかなと想像するのですけれども。学校のホームページにおいては、たしか区のホームページと違って、セキュリティは必要だと思うのですけれども、

耐用性を高める必要はないかなというところもあり、そのあたりが適正になっているかというところで、ご意見を伺えればと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育長　学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長　金額の妥当性というところでございますが、こちらについてはもちろん我々として、ＫＤＤＩ側とお話しをする、また葛飾区で言いますとＤＸ戦略課というところがございまして、こちらの区全体のホームページにも影響がございますので、一緒になってお話しをさせてもらって、金額の妥当性については確認をしているところでございます。

また、今後、先ほど申しましたようにＫＤＤＩ側で役割を一部分担していただくというところもございますので、今回、予算配当がついて契約をした暁にはそういったところの分担作業についても、しっかりと役割を決めてやっていきたいと考えております。

○教育長　田中委員。

○田中委員　ありがとうございます。区のほかの発注もあると思うので、そこと比較しながら、妥当性は探っていただければと思います。一方で、一般市民的な感覚で言うと、見た目上は変わらなくて、さらに今のホームページ、結構レトロな見た目なので、もし突っ込まれたときに、こんなにかかるのだというちょっと感情的な意見はあるのかなと思って、そのあたりの考慮と言いますか、頭の片隅に置いていただければなと思います。

○教育長　ご意見ということで、ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第46号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長　異議なしと認め、議案第46号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第47号「葛飾区立水元小学校外構整備工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長　それでは、議案第47号「葛飾区立水元小学校外構整備工事請負契約締結に関する意見聴取」につきまして、ご説明いたします。

別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

１枚おめくりいただきまして、２ページ目に提出議案を添付してございます。内容につきましては、さらに１枚おめくりいただきまして、右上に「参考」と記載している資料をご覧ください。「葛飾区立水元小学校外構整備工事請負契約締結について」ご説明いたします。

１の「工事の目的」でございます。改築を進めております水元小学校につきまして、外構整備工事を行うものでございます。

２の「契約の概要」でございます。（３）の「契約の方法」は、施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約でございます。「予定価格」、４億 7,454 万円に対しまして、「契約金額」は、４億 7,300 万円でございます。

（６）の「契約の相手」は、堀切八丁目の株式会社相川造園でございます。

（７）の「工期」は、契約締結の日の翌日から令和９年８月 31 日まででございます。

３の「工事の概要」につきましては、記載のとおりでございます。

４の「参考資料」としまして、案内図を別紙１のとおり、配置図を別紙２のとおりそれぞれ添付してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長　ただいまの説明について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 47 号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長　異議なしと認め、議案第 47 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 48 号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

学務課長。

○学務課長　それでは、議案第 48 号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」について、ご説明申し上げます。

別添の条例案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えております。

１枚、おめくりいただきまして、２枚目に提出議案を添付してございます。議案の「提案理由」は、介護補償の１月当たりの限度額を改めるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

さらに１枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。右側が改正案、下線部が改正箇所でございます。今回の改正は、東京都の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例が、７月１日に施行されたことに伴い、公務災害補償の制度の均衡を保つために区の条例を改正するものでございます。

内容といたしましては、裏面をご覧いただきまして、新旧対照表の２ページの第 12 条第２項第２号の８万５,490 円を９万 790 円に。同項第４号の４万 2,700 円を４万 5,400 円に。第 26 条の 31 万 5,000 円を 33 万円に改め、介護補償の限度額と葬祭補償の額の定額部分を改正するものでございます。なお、表の下の付則におきまして、施行期日及び経過処置を定めてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長　ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第48号ついて、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長　異議なしと認め、議案第48号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第49号「葛飾区立常盤中学校改築に伴う什器等の買入れに関する意見聴取」を上程いたします。

学務課長。

○学務課長　それでは、議案第49号「葛飾区立常盤中学校改築に伴う什器等の買入れに関する意見聴取」についてご説明を申し上げます。

別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えております。

１枚おめくりいただきまして、２枚目に提出議案を添付してございます。内容につきましては、さらに１枚おめくりいただきまして、３枚目の右上に「参考資料」とある資料をご覧ください。

まず、１の「買入れの目的」でございますが、常盤中学校の改築に合わせまして物品を買い入れるものでございます。

２の「契約の概要」の（１）「買入れ物件」でございますが、改築に伴う什器等、3,670点を購入するものでございます。（２）「買入れの方法」は、制限付一般競争入札による契約。（３）の「予定価格」は、１億9,283万100円。（４）の「買入れ金額」は、１億9,019万円でございます。（５）の「買入れの相手」は、記載のとおりでございまして、（６）の「納期」は令和９年３月17日でございます。

３の「買入れ物件の内訳」につきましては、裏面の別紙「購入物品一覧」をご覧ください。教室や職員室、事務室等の各室に机やテーブル、椅子など3,670点の物品を購入するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長　ただいまの説明について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第49号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長　異議なしと認め、議案第49号について、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第50号「いじめ防止対策推進法第28条第１項の調査について」を上程いたします。

議案第50号「いじめ防止対策推進法第28条第１項の調査について」

―　非公開　―

続きまして、議案第51号「（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール電気設備工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長　それでは、議案第51号「（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール電気設備工事請負契約締結に関する意見聴取」につきまして、説明をいたします。

別添の契約締結案につきまして､異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えてございます。

１枚、おめくりいただきまして、２ページ目に提出議案を添付してございます。内容につきましては、さらに２枚、おめくりいただきまして、右上に「参考」と記載している資料をご覧ください。（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール電気設備工事請負契約締結について説明をいたします。

１「工事の目的」でございます。今年の６月に先行して契約締結した本体建築工事に付随する電気設備工事を行います。

２「契約の概要」でございますが、（３）「契約の方法」です。施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約です。（４）ですけれども、「予定価格」２億6,191万円に対しまして、「契約金額」は２億6,125万円でございます。（６）「契約の相手」は亀有四丁目の大豊・ＫＨＹ建設共同企業体で、代表者は大豊電設株式会社でございます。裏面にいきまして（７）「工期」です。約締結の日の翌日から令和10年７月14日まででございます。

３「工事の概要」につきましては、記載のとおりでございます。

４「参考資料」としまして案内図を別紙１のとおり、配置図を別紙２のとおりそれぞれ添付してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長　ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第51号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長　異議なしと認め、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第52号「（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール給排水衛生設備工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長　それでは、議案第52号「（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール給排水衛生設備工事請負契約締結に関する意見聴取」につきまして、説明をいたします。

別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えてございます。

１枚おめくりいただきまして、２ページ目に提出議案を添付してございます。内容につきましては、さらに２枚おめくりいただきまして、右上に「参考」と記載している資料をご覧ください。

（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール給排水衛生設備工事請負契約締結について説明いたします。１「工事の目的」でございます。今年６月に先行して契約締結した本体建築工事に付随する給排水衛生設備工事を行います。

２「契約の概要」でございます。（３）の「契約の方法」につきましては、施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約です。（４）ですけれども、「予定価格」２億4,481万6,000円に対しまして、「契約金額」は２億4,479万4,000円でございます。（６）「契約の相手」は、西亀有四丁目の東和・洞田貫建設共同企業体で、代表者は株式会社東和エンジニアリングでございます。裏面に行きまして、（７）「工期」は、契約締結の日の翌日から令和10年７月14日まででございます。

３「工事の概要」につきましては、記載のとおりでございます。

４「参考資料」としまして、案内図を別紙１のとおり、配置図を別紙２のとおりそれぞれ添付してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長　ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第52号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長　異議なしと認め、議案第52号について原案のとおり可決といたします。

続いて、議案第53号「（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール空調設備工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長　それでは、議案第53号「（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール空調設備工事請負契約締結に関する意見聴取」につきまして、説明をいたします。

別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えてございます。

１枚おめくりを頂きまして、２ページ目に提出議案を添付してございます。内容につきまし

ては、さらに２枚おめくりいただきまして、右上に「参考」と記載している資料をご覧ください。

（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール空調設備工事請負契約締結について説明いたします。

１「工事の目的」でございます。今年６月に先行して契約締結した本体建築工事に付随する空調設備工事を行います。

２「契約の概要」でございます。（３）の「契約の方法」につきましては、施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約でございます。（４）ですけれども「予定価格」３億3,734万8,000円に対しまして、「契約金額」は３億3,733万7,000円でございます。（６）「契約の相手」は、西亀有四丁目、東和・とりかつ建設共同企業体で、代表者は株式会社東和エンジニアリングでございます。裏面にいきまして（７）「工期」は、契約締結の日の翌日から令和10年７月14日まででございます。

３「工事の概要」につきましては、記載のとおりでございます。

４「参考資料」としまして、案内図を別紙１のとおり、配置図を別紙２のとおりそれぞれ添付してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長　ただいまの説明について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第53号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長　異議なしと認め、議案第53号について、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第54号「葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長　それでは、議案第54号「葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてご説明いたします。

別添のとおり、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

資料をおめくりいただき、「参考資料」をご覧ください。１「趣旨」ですが、令和７年10月１日から、一部の屋外体育施設を対象に、営利を目的として体育施設を使用する場合の利用料金の限度額を定めておりますが、その他の体育施設においても営利を目的とする使用が生じているため、葛飾区体育施設条例を一部改正し、対象施設を拡大するものでございます。

２の「改正案概要」についてです。（１）「新たに対象とする体育施設」は、トレーニングルームなど個人使用のみ使用可能な施設を除き、貸切使用をすることができる全施設を対象とします。２ページ目以降、別紙の「新たに対象とする体育施設」のとおりでございます。

資料、お戻りいただき、（２）「営利を目的とする場合の利用料金限度額」は、体育目的または体育目的以外で使用する場合、それぞれの区分に応じた限度額の 100 分の 200 相当額といたします。

（３）「施行日」は、令和９年４月１日といたします。

３「新旧対照表」については、４ページ目以降、別紙２のとおりでございます。対象となる施設の別表備考欄に、それぞれ「貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の使用料は、当該施設の当該使用単位の使用料の 100 分の 200 相当額とする」と下線を引いて追記しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長　ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 54 号につきまして、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長　異議なしと認め、議案第 54 号について、原案のとおり可決といたします。

以上で、非公開とした案件を終了いたします。

次に、議案第 55 号「教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検及び評価」を上程いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長　それでは、議案第 55 号「教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検及び評価」につきまして、ご説明申し上げます。

別添の資料に概要をまとめてございます。１枚おめくりください。まず初めに、１の「趣旨」でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づきまして、教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検及び評価を行うことによりまして、その実施上の課題や取組の方向性を明らかにし、教育施策の一層の充実を図るために実施するものでございます。

２の「実施方法」でございます。令和８年度におけます点検及び評価の対象につきましては、令和７年度に実施した事務事業になってございます。令和７年度の取組結果につきまして、学識経験を有する者の意見を聴取した上で、教育委員会が自己点検及び評価を実施いたしまして、その結果を区議会に報告するとともに、区民に公表するものでございます。

３の「実施結果」でございますけれども、こちら別途報告書にまとめてございますので、後ほどご説明申し上げます。

４のご意見を頂きました「学識経験者」につきましては、記載のお三方となってございます。

続きまして、報告書につきましてご説明申し上げます。後ろにつけてございます「かつしか教育プラン（2024～2028）の取組について」と書かれております資料をご覧ください。

まず、表紙の裏面になりますけれども、本プランの位置付け及びその次のページの上段には本プランの推進についてということで、計画のコンセプトの実現に向けて、３つ掲げております基本方針の下、取組を進めている旨を記載してございます。また、下段には、計画の進行管理について記載をしてございます。

続きまして、各基本方針におけます取組の結果でございますけれども、初めに下のページ数で１ページの「基本方針１」でございます。ページの中ほどに評価指標を記載してございますが、こちらの評価指標につきましては、３つの基本方針ごと、そして各基本方針に紐づけられております目指す方向性ごとにそれぞれ設定をしてございます。

各年度、括弧書きで目標値をお示ししてございますけれども、こちらですと、「学校に行くのが楽しい」について肯定的な回答した児童・生徒の割合について記載をしてございます。

３ページをお開きください。こちらから「目指す方向性（１）」になりますけれども、こちら３ページから４ページにかけまして、学力・体力など５つの評価指標を設定してございます。

そして、その下から左側に施策、右側に「令和７年度取組結果」を記載してございます。

以後、このフォーマットでの書面のつくりとなってございます。

施策の①「個別最適化した学力向上に向けた取組の充実」におきましては、下から４行目（エ）をご覧ください。映像教材を活用した自学自習用デジタル教材について、小学校３校及び中学校２校から中学校 10 校へと拡大をいたしまして、自学自習の取組の推進及び個別最適な学びの充実を図りました。

おめくりいただきまして、５ページの（シ）でございます。区立小・中学校の児童・生徒を対象に実施しております「かつしかチャレンジプログラム」につきまして、７年度、新たに「理数分野コース」を開設いたしまして、思考力やコミュニケーション能力等の更なる育成を図ってまいりました。

７ページでございます。７年度の取組結果を踏まえまして、こちらに点検及び評価をまとめてございます。まず、（ア）では、全国学力・学習状況調査の結果について記載をしてございますが、こちらの結果も踏まえまして、下に下りていただきまして（オ）でございます。先ほどご説明を申し上げました中学校 10 校において実施した、自学自習用デジタル教材を活用した取組、こちらを 15 校に拡大をいたしまして、自学自習の取組の推進及び個別最適な学びの充実を図ってまいります。

また、その下、（カ）でございますけれども、従来小学５年生から中学２年生において実施しておりました新聞記事を教材としたワークシート、こちらの活用につきまして中学３年生にも拡大をして、読み解く力の更なる育成を図ってまいります。

おめくりいただきまして、８ページの（ケ）でございます。夏季休業中に、学習センターを活用いたしまして、児童・生徒の学習機会を確保するため、「夏季学習教室」や「夏季学習センターオープンデー」を実施いたします。

少し下に下りていただきまして、（タ）でございます。７年度に理数分野コースを新設いたしました「かつしかチャレンジプログラム」につきまして、調べる学習コースを新設いたします。

11 ページをご覧ください。「目指す方向性（２）」でございます。こちらについては、「一人ひとりの心や命を大切にしている」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合など、三つの評価指標を記載してございます。

令和７年度の取組結果といたしましては、12 ページの中ほど、施策①の（キ）になりますけれども、いじめの早期発見につなげるため、１人１台端末に相談ツールのショートカットを置いておきまして、児童・生徒が気軽に利用できる環境整備に取り組んだことなどを記載してございます。

「点検及び評価」でございますが、13 ページの（ウ）でございます。弁護士を講師とする研修を新たに実施いたしまして、管理職や教職員のいじめの対応力の向上を図るとともに、法的責任の理解を深めてまいります。

恐れ入ります。14 ページにお移りいただきまして、「目指す方向性（３）」でございます。こちら、特別支援教室において指導を受けた児童・生徒数など、四つの評価指標を設けてございます。

「令和７年度取組結果」といたしましては、15 ページ、施策①の（カ）でございます。特別支援教室に通室している児童の保護者を対象としたペアレントトレーニング講座につきまして、定員を 20 名から 50 名に拡大をして実施いたしました。

また、施策②の（ア）でございますけれども、不登校の状態にある児童・生徒の社会的自立に向けた支援を行っております「ふれあいスクール明石」につきまして、対象学年を従来の小学３年生以上から小学１年生以上に拡大をいたしました。

おめくりいただきまして、16 ページの上から二つ目、（ウ）でございます。登校はできるものの教室に入ることができない児童・生徒を支援するための「校内サポートルーム」につきまして、昨年度で中学校全校への設置が完了をしてございます。

こちらの「点検及び評価」でございますけれども、17 ページの（オ）をご覧ください。ペアレントトレーニングにつきまして、小学１年生から３年生の保護者としておりましたところ、小学６年生にまで拡大をいたしまして、子どもの関わり方に困っている家庭への多角的な支援をさらに充実させてまいります。

その下、（ク）でございます。不登校生徒を対象としました「チャレンジクラス 40」を双葉

中学校内に開設をいたしまして、ゆとりある生活時程の実現によりまして、不登校生徒が安心して学校生活を送れるようにしてまいります。

その下、（ケ）になります。「ふれあいスクール明石」につきまして、８年度、指導教授を増員し、都の活動のより一層の充実を図ってまいります。

さらに、その下、（サ）でございます。日本語指導が必要な児童・生徒に対して、日本語の初期指導を行っております「にほんごステップアップ教室」につきまして、３か所目となる金町教室を開設いたします。

19 ページにお移りいただきまして、「目指す方向性（４）」でございます。「ＩＣＴの活用により校務の効率が図られていると感じている教職員の割合」など三つの評価指標を記載してございます。

こちらでは①「支援を必要とする子どもの総合的支援の充実」等の施策の取組について、取組結果を記載してございます。

また、「点検及び評価」でございますけれども、21 ページ以降、教育相談体制の充実、校務事務の効率化による教員の多忙化解消といったところを記載してございます。

さらにお進みいただきまして、23 ページ、「目指す方向性（５）」でございます。こちら学校の施設や設備が充実についてなど、二つの評価指標を設けてございます。

「令和７年度取組結果」といたしましては、学校改築に関する取組のほか、24 ページの（エ）におきましては、小学校６校にスロープを設置したこと、小学校２校・中学校１校に車椅子使用者用トイレを設置したことを記載をしてございます。

また、（キ）でございますが、小学校５年生の臨海学校のほか、小学６年生の林間学校、また中学２年生の移動教室、そして３年生の修学旅行、また一部副教材等の費用を無償化したことを記載してございます。

25 ページの施策の②（ア）でございますけれども、校務事務における生成ＡＩ等の活用によりまして、校務事務の効率化・業務負担の軽減に取り組んできたことなどを記載してございます。

こちらの「点検及び評価」でございますけれども、（イ）でございます。１人１台端末の更新を契機といたしまして、児童・生徒を含め、生成ＡＩ機能を持つツールの利用を開始いたします。また、生成ＡＩの適切な活用、情報活用能力の向上に向けまして、手引を策定するとともに研修についても実施してまいります。

27 ページから 30 ページにかけまして、基本方針の中に用いました用語解説を掲載してございます。以降同様に、基本方針ごとに後ろに用語解説をつけてございます。

続きまして、31 ページ、「基本方針２」でございます。評価指標といたしまして「地域の活動に参加している児童・生徒の割合」を記載してございます。

32ページ、「目指す方向性（１）」でございます。こちら「『朝食を毎日食べている』について肯定的な回答をした児童・生徒の割合」など、３つの評価指標を記載してございます。

「令和７年度取組結果」といたしましては、33ページの中ほど、（ウ）になりますけれども、子どもに身につけさせたい基本的な社会ルールなどを掲載したパンフレットである「かつしか家庭教育のすすめ」につきまして、幼稚園・保育園などに在籍する５歳児の保護者に対して、４月に概要版リーフレットを配付し、家庭教育の重要性についての理解促進を図っております。

また、（エ）でございますが、「ドキドキの一年生、家庭での心構え」について、日本語を母国語としない人向けに多言語翻訳にて内容が理解できるようにしてございます。

「点検及び評価」といたしましては、34ページをご覧ください。（ウ）でございます。「かつしか家庭教育のすすめ」が、令和８年度に３年に１回の改訂時期を迎えることから、アンケート結果等を踏まえ、改訂に向けた検討を進めてまいります。

35ページ、「目指す方向性（２）」でございます。こちら、「青少年が地域での体験・活動に参加していると思う区民の割合」など三つの評価指標を設けてございます。

「令和７年度取組結果」でございますが、36ページ、施策②の（ア）でございます。道上小学校内に定員120人、水元小学校内に定員112人の学童保育クラブを整備したほか、二上小学校で校内学童保育クラブの整備工事を行ってございます。

また、施策③の（ウ）でございますけれども、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置に向けまして、規則・要綱の制定を行うとともに、８年度に設置予定の学校に説明会を開催いたしました。

こちらの「点検及び評価」でございますが、37ページ、（ウ）の後段になりますけれども、放課後子ども支援事業の再構築に関する方針につきまして、策定に向けた検討を進めてまいります。

また、一番下、（カ）でございますけれども、９年度、学校運営協議会を設置する学校、15校につきまして、管理職及び地域関係者を対象とした説明会を開催いたします。また、あわせまして、他自治体の運営状況も調査いたしまして、葛飾区版の運営手引きを作成をいたします。

38ページ、「目指す方向性（３）」でございます。こちら「『将来の夢や目標をもっている』について」など二つの評価指標を設けてございます。

「令和７年度取組結果」といたしましては、39ページ、施策④の（ア）をご覧ください。部活動の地域展開につきまして、新たに中川中学校・四ツ木中学校において運動系２種目で合同校モデル事業を実施いたしました。

「点検及び評価」でございますが、40ページの（シ）の中ほどになります。部活動の地域展開につきまして、メリット・デメリットを整理いたしますとともに、関係団体と区による協議会を設置いたしまして、本区の実情に沿った中学校部活動の在り方について、検討を進めてま

いります。

続きまして、44ページ、「基本方針３」でございます。こちらさらにお進みいただきまして46ページ、「目指す方向性（１）」でございます。評価指標といたしましては、かつしか区民大学等の延べ受講者数など三つの指標を設定してございます。

「令和７年度取組結果」でございますが、47ページ、（イ）でございます。郷土と天文の博物館におきましては、天文分野において、過去に制作したプラネタリウム番組の移行作業を行い、更新後の新しいシステムで投映できるようにいたしました。

また、その下、（ウ）でございますけれども、「生涯学習援助制度」と「出前教室」を再編いたしまして、「団体学習支援事業」と「障害者学習支援事業」を開始してございます。

次に、ページの一番下、施策②の（ウ）でございますが、スポーツ活動と健康づくりの相乗効果を促すため、生涯スポーツ課主催の14事業につきまして健康アプリ「モンチャレ」との連携を行ってございます。

また、48ページにお移りいただきまして、施策③の（ウ）でございます。区立図書館所蔵の電子書籍が閲覧できるＩＤ・パスワードについて、従来の中学１年生のほか小学５・６年生にまで拡大をしてございます。

また、電子書籍につきましては、49ページの（ク）に記載のとおり、17,945冊から20,545冊まで冊数を増やしてございます。

こちらの「点検及び評価」でございますが、（ウ）７年度から新たに開始いたしました「団体学習支援事業」「障害者学習支援事業」につきまして、利用者の拡大に向けたＰＲを行ってまいります。

51ページ、「目指す方向性（２）」でございます。こちら、郷土・天文講座の受講者数など五つの評価指標を設けてございます。

「令和７年度取組結果」といたしましては、少しページをお進みいただきまして、54ページ、施策③の（ウ）になります。葛飾区ゆかりのアスリートを葛飾区トップアスリートとして新たに４名認定をしてございます。

次ページ、55ページ、「点検及び評価」でございますが、こちらの（イ）引き続き、ユニバーサルスポーツの普及に向けまして、障害者スポーツ普及検討委員会において協議しながら、障害者スポーツ事業の運営体制や実施内容等について検討を行ってまいります。

少しページをお進みいただきまして、57ページ、「目指す方向性（３）」でございます。こちらでは、地域コミュニティ施設の生涯学習関連の利用件数など三つの評価指標を設定してございます。

「７年度取組結果」でございますけれども、58ページ、施策の②に記載のとおり、スポーツ施設の整備を進めてまいりましたほか、59ページ、施策④の（ア）におきまして、水元図書館

と奥戸地区図書館に自動貸出機、セルフ予約棚、簡易返却機を導入した旨、記載をしてございます。

「点検及び評価」でございますけれども、（オ）から（ケ）に記載のとおり、スポーツ施設の改修整備を進めてまいります。

「基本方針３」については以上でございます。

基本方針についての説明、以上となりますけれども、64 ページから 80 ページにかけまして、学識経験者による意見、そして 81 ページに調査概要、また別添で参考資料といたしまして７月 14 日に開催されました葛飾区教育振興基本計画推進委員会で、委員の皆様から頂いたご意見とそれに対する事務局の考えをまとめました意見等要旨を添付してございますので、ご覧おきいただければと存じます。

本件についての説明は以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長　ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

壷内委員。

○壷内委員　本区の課題の一つであります、子どもたち一人一人の学力を向上させるという事業につきまして、学力が向上しているということで、教育委員会のいろいろな施策、今やってはおりますが、チャレンジプログラムや各種検定などいろいろなことをやって、各学校とちょうどマッチしているというのか、教育委員会のやっている施策が通じているというのか、各学校でも取組を開始しているなと感じて見ております。

学力向上をずっと上げていく努力を、各学校が積極的に教育委員会の施策を利用しながら取り組んでいるなということが分かります。

ぜひ、これを継続しながら、ますます個別最適な学習を目指して、頑張ってほしい。そのことを切望しております。よろしくお願いいたします。

○教育長　教育指導課長。

○教育指導課長　まず、学力向上につきまして、教育委員会の様々な取組を、学校でリンクしながら取り組んでいただきまして、特に私たちは教員の授業力向上を目指してやらせていただいています。特に、授業のスタンダードの展開の協働的な学びをしながら子どもたちの学力を向上していくという形で、今後も取り組んでいきたいなと思ってございます。

以上でございます。

○教育長　そのほかいかがでしょうか。

谷部委員。

○谷部委員　私からは不登校対策について、考えられる限りいろいろ策を考えていただいているなと感じるのですが。子どもたちに対してはそうですけれども、保護者の方がかなり悩んでいるというお話を聞きますので、保護者の方の相談に、保護者が自分を責めてしまって、それ

で家庭の中が暗くなってしまって、子どもも自分を責めてしまうというような悪循環が家庭の中で起こっているということもすごくあるとお聞きしましたので。子どもが不登校になってしまった家庭の保護者の方たちのお話をよく聞いてあげる機会とか、そういう方の保護者同士の方がお互いに意見交換できるような場とか、今後そんなことも考えていただきたいかなと思っております。

○教育長　総合教育センター教育支援課長。

○総合教育センター教育支援課長　総合教育センターで運営する「ふれあいスクール明石」では、年３回、親の会というのを開いておりまして、そこにはふれあいスクール明石に通室の有無に関わらず、不登校に悩む保護者の方が集って、悩みを共有する場を設けております。引き続き、不登校に悩む保護者のそういう場を充実させてまいりたいと考えております。

○教育長　そのほかいかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員　壷内委員からもありましたけれども、３ページ目の学力の調査の件ですね。４月かな、校長会のときにも区長から話があったように、区長に対しても保護者から学力の向上というところが要望が高いですというところで、認知テストだけが学習の全てではないよという大義はありながら、やはり保護者ニーズとしてはここが注目されるかなと思っております。

ここの指標について、全国学力との比較というところでされているのですけれども、恐らく葛飾区立の小学校・中学校を出た後、高校を目指していくという中だと、全国というよりは、東京都内での葛飾の立ち位置というところの相対評価のほうが、保護者として納得が高いのかなと。そういう中で、主に東京都内の高校を目指していくと思うので、自分の子どもたちの学力というのは知りたいだろうなと思うので、東京都との比較にされたらどうかなというのがまず一つありましたが、いかがでしょうか。

○教育長　教育指導課長。

○教育指導課長　まず、学力の向上につきましては、しっかり取り組んでいきたいなと思っています。全国の学力との比較ということで出させていただいてございます。おっしゃるとおり、東京都内との比較も必要とはあるのですけれども、私たちとしては学力を高い順にＡ層、Ｂ層、Ｃ層、Ｄ層に分けまして、Ｃ層・Ｄ層の子たちをなるべくできるほうのＢ層・Ａ層に振り分けていくということで、学力の底上げをしていくということを取り組んでいきたいなと思ってございます。そういった視点を持ちながら取り組んでいきたいなと思ってございます。

○教育長　田中委員。

○田中委員　承知いたしました。もちろんＡＢＣＤという話がありましたけれども、人間一生勉強だと思うので、勉強嫌いにならずに習慣がつくようにしていただくというところでおっしゃるとおりだなと思いました。

そこで関連してくるのかもしれないのですけれども、34ページのところで、「かつしか家庭教育のすすめ」の改訂時期の話がありまして、そういった学習の習慣ですね。そこは家庭の環境によるのかなと想像しております。ただ、この「かつしか家庭教育のすすめ」、せっかくつくっているので、家庭に浸透していくといいなと思っています。

一方で、これを受け取った家庭、保護者がこれを理解して、子どもにいい影響を与えていくというのが大事だと思うのですけれども。今、例えばですけれども、ＡＩ利用やスマホ利用の在り方ってあるのですが、実際、ああいうデジタル機器を使うと認知が浅くなるよねというデメリットがあるという一方で、保護者の仕事環境、業務環境で言うと、これがなきゃいけないというところで、有識者が語る現実と保護者が理解している現実というところが、乖離がある可能性があるので、そういったところの表現の工夫というのは、ぜひしていただければと思います。

あともう一個、早寝早起きはいいよねというのが一般であるのですけれども、最近の睡眠科学みたいな話がいろいろ進んできて、どちらかというと昔の四当五落みたいな、睡眠を削って学習するというところよりは、睡眠を削って寝不足の状態というのは大人が酔っ払った状態と一緒なので、睡眠のほうが大事だよねというので、例えばアメリカのある州では学校の登校時間を後ろ倒しして睡眠を確保したという事例もあったりしますと。そういったところが今、議論の過渡期なので、それが全てだとは思わないのですけれども、そういう情報をキャッチしている大人からすると、早寝早起きというのはもう古いのだという考えがあったりすると、なかなかこういった家庭教育のすすめも浸透してこないので、そういった専門の方々にはそういったところの分析も頂きながら、保護者に届くような形で表現いただけるとありがたいなと思いました。

以上です。意見ということで。

○教育長　「かつしか家庭教育のすすめ」について。

地域教育課長。

○地域教育課長　様々なご意見ありがとうございます。本年、令和８年度は３年に１度の改訂の時期になっていますので、先ほど委員がおっしゃった例えば家庭の学習でありますとか、ＡＩの活用ですとか、睡眠という話も含めて、最新の情報ですとか、区が保護者に本当に伝えたいという内容に改訂をしていきたと考えております。

特に、生成ＡＩの使い方については、メリット・デメリットがあるかと思いますので、保護者にとってそこは伝わるような形で表現してやっていきたいと考えてございます。

○教育長　そのほかいかがでしょうか。

井口委員。

○井口委員　毎年この取組結果の報告を受けて、本当にいろいろな課題がある中で、成果を上

げてくださっているなと思います。学力向上とか体力の向上もそうですし、いじめや不登校の関連でこの豊かな心の育成というのも大きな課題になっているのですけれども。

そういう中で、一方、現場では若手の教員の育成というのも非常に大きな課題ですし、それから教員不足というか、途中で、今年どの程度、特に新採用教員がどのぐらい入ってきて、どのぐらいリタイヤしちゃったのかということも気にはなってしようがないのですけれども、そういう中で、課題としている働き方改革も大きな推進しなければならないもので、そういうのを推進していく学校現場では、管理職のリーダーシップがとても大事だろうと思うのですけれども、管理職のなり手もなかなか少ないという話も聞いたりしているのですが、実際、葛飾区の、毎年行われている都の管理職選考、どの程度受けて管理職になっていっているのか。順調に育っているのかなというあたりも、具体的な数値はいいのですけれども、どんな状況なのかも知りたいな。直接、この取組結果とは関係ないのですけれども、あわせて教えていただけるとありがたいなと思います。

○教育長　教育指導課長。

○教育指導課長　おっしゃるとおり、管理職のリーダーシップって大変大事かなと思っています。管理職の育成、または受験、管理職選考に関する受験に関しては、まず学校の現在の管理職がしっかり若手を育てていくということで、今の主管教諭、主任教諭にしっかり声かけをしていくと。それから今の管理職がしっかり魅力ある管理職になっていくこと。そういったことが大事になっていくのかなと思っています。そういったところで、管理職を目指したいという教員をしっかり増やしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○教育長　井口委員。

○井口委員　ある程度、指導課でも予想しているこのぐらいは管理職を受けてほしい、実際合格してなって研修を受けてほしいというところは大体達成されていると考えてよろしいですか。

○教育長　教育指導課長。

○教育指導課長　私たちが考えている想定は、しっかり達成できていると考えてございます。

○教育長　補足しますと、小学校は管理職選考、かなり受けてくださる傾向がありますが、中学校は、いろいろな事情があって、これは東京都全体でもここ数年ずっとそうなのですけれども、中学校の先生方に受けてくださる方が少ないという状況は続いています。

ですから、全体として、これは葛飾区に限ったことではなくて、東京都が最終的には配置するわけですけれども。中学校の方が、確保という点では厳しい状況は相変わらずという状況です。

そのほかいかがでしょうか。

久保委員。

○久保委員　前回もお願いというか、指摘をしたのですが。32ページに「家庭の教育力向上」の中で、子どもの生活リズムということで、朝ご飯と夜寝る時間、最後のところで子どもに対して生活習慣を身につけることのパーセントが出ていますけれども。子どもの生活習慣って、食べて寝ることがまず基本だと思っております。この部分が、相変わらず朝ご飯を食べないで学校に来る子が、小学校で10人に約１人、中学校も10人に１人は朝ご飯を食べないで学校に来ているわけです。車で言えば、ガソリンがないのに走らせているような状態で、授業に取り組む身体状況が整っていないまま授業を受けている。お腹が満たされていないと心が満たされていないから、どうしても気持ち的にも攻撃的になったりするというのは、皆さんご存じのとおりでありますし、そうしたことから家庭での子どもに対する生活習慣を整えることが大事というのは、この最後の目標実績においても高い数値が出ているように、大事だと分かっているけれども、実際にはできていないというのがずっと続いています。葛飾でも食育の推進計画ができてから、その当時からも子どもの朝ご飯の食べていないという現状も指摘をされていたのですけれども。子どもは、前もお話ししたように１年、１年、学年が上がりますので、今の１年生は去年までは保育園や幼稚園にいるわけです。ですから、この教育委員会の中だけでできる取組では、なかなか厳しい状況があるわけです。

ですので、生活習慣をつくるというのは、食べる食習慣につながるかなと私は考えておりまして。ぜひ、教育委員会が取り組むというよりは、これは教育委員会が発信して、次に教育委員会の対象になる子どもたちを次の幼児教育が、保健所とかそういうところにもタイアップして一緒にやっていくぐらいの思いで、１年生の何とか朝ご飯を食べる子どもたちを増やしていきたいなと強く願っております。

いろいろな社会的な事件や国際化をして、子どもたちが様々な犯罪に巻き込まれるような社会現象がニュースでも多く見られておりますので、教育委員会が主導してかつしかっ子宣言で大きく叫びつつ、学力も上げつつ、子どもたちの食生活、食環境、生活環境が基本となる部分をどう取り上げたらいいかというのを、ぜひ、長いスパンで教育委員会が子どもたちをリードするような打ち出しができないかなと思っているところなのです。

これって、どこで発信したらいいのかと。多分、学校の学力を上げるというもの、豊かな人間性を育てるということを目指しているこの教育委員会の一番底辺のところだと思いますので、ぜひ、各課連携をして、地域とのご協力も必要だと思いますし、保護者の皆様にそういうことが訴えられるような学校からの発信も必要、所管を超えての葛飾全体の子どもたちの豊かな人が育つような環境をどうつくっていくかというのは大きな課題かなと思っております。

ぜひ、ご専門の先生方の皆さんのお力も借りながら発信ができないかと思っているのですけれども、教育委員会として具体的にそれぞれの課長さんがどんなことが可能なのか、もしお気持ちがあればお聞きしたいなと思っておりますけれども。漠然としたお話で恐縮ですけれども、

いかがでしょうか。

○教育長　地域教育課長。

○地域教育課長　まず、今、おっしゃったように朝ご飯を食べるということが、その一日の活動のまずはスタートの大事な部分かなとは思っています。地域教育課では、「朝ごはん食べようカレンダー」というものをつくっていまして、それぞれ様々な朝ご飯のレシピを応募して載せているというところで、少しでも食に関心を持ってもらうための発信というものをさせていただいています。

ただ、それだけに限らず、その子どもたちのためにというところで、全庁挙げて取り組んでいくべき課題であると認識はしてございます。

○教育長　ほかにいかがですか。

今、地域教育課では、課長が申し上げたとおり、カレンダーなどのいろいろな取組はやっているところではあるのですが、この数字であるということはまだまだ課題があるということですね。

久保委員。

○久保委員　教育委員会と子育て支援部とかそういうところがタイアップしてやるようなイベントとか、特に朝ご飯を食べるという子どもたちの生活環境を整えるという部分で取り組んでいるような事業というのはあるのでしょうか。

学校の先生が保育園や幼稚園に行ったり、そういう幼児教育の現場を知っている先生方が学校で交流したりするなど、大人同士の交流でもいいかと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

○教育長　教育指導課長。

○教育指導課長　今、おっしゃったとおり、小学校の低学年の教員とそれから幼児教育施設、例えば幼稚園、保育園の教員が一堂に会して、幼保連携を年間３回やってございます。その中では、朝ご飯というのは今テーマにはないのですけれども、なるべくそういった形で生活習慣ができるような形で、入れられるかどうか含めて検討させていただきたいなと思っています。現場でもそういったことは出ているかと思いますので。例えば私も担任だったときに、元気のないお子さんだと朝ご飯を食べていない状況もありますので、そういった状況も連携を踏まえながら検討させていただけると思っております。

○教育長　久保委員。

○久保委員　具体的にＰＴＡの保護者会とかで、朝ご飯を作るのは大変なので、前の日に子どもの２口か３口で食べられるような小さなおむすびを握って、ラップに包んで、冷蔵庫に入れておいて、朝レンジでチンする。それだけでもお米の力は偉大ですので、ぜひエネルギーを入れてから子どもたちが学校に来られるような環境を強く望んでおりますので、よろしくお願い

いたします。

○教育長　ありがとうございます。だいぶ経ちますけれども、一時、東京都全体でも「早寝早起き朝ごはん運動」というのをやったことがあります。それは教育だけではなくて、いろいろなセクションが協働してやったという経緯もあるので、そういったのも参考にしながら、子どもたちの成長の根幹をなすものですから、ぜひ、教育だけではなくて、横断的に検討していく必要があろうかと思いますので、大きな課題として受け取らせていただきたいと思います。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員　今、かつしか教育プランが 2024 年から 2028 年ということで、次の５カ年計画が 2029 年からになると思います。恐らく来年ぐらいから策定検討会議をやって、次のプランを計画していくのかなと思います。その際は、次期学習指導要領ができているので、それを踏まえた活発な議論がされるのかなと想像をしています。

そういう中で、今回の資料の中で、71 ページですか。こちら萩原先生の教育プランの構造的な分析をされているのかなと思っていて。どうしてもかつしか教育プランってウェルビーイングとか 2040 年に向けた人材育成みたいな大義がある中で、活動の解像度を増すために具体的なプランを書いていただけるかなと思いますと。そういう中で、どうしても小・中学校向けの施策が多くなってくるというのは、通常だろうなと思うのですけれども。萩原先生のご指摘だと、社会教育的な部分が基盤であるという記載があったので、これも一つのご意見ですし、一方で私も教育委員とかＰＴＡをやらせていただくと、さっきも申し上げましたけれども、家庭学習の重要性とか、あるいは生活習慣というところが学校よりは家庭が重要なので、そういうところの認識力を上げていくというところが、実は教育にとって大事だよなというのも感じてきているので、確かにこちらの萩原先生のご指摘はそのとおりだなと思っております。

ただ、この構造を変えていくというのは大変なワークになるので、今後どこを軸に置いていくかみたいなお考えがもしある方がいらっしゃれば、ご意見を伺えればと思ったのですが、いかがでしょうか。

○教育長　教育総務課長。

○教育総務課長　確かに、萩原先生のご指摘になりますけれども。特に地域と関係が希薄になっていたりですとか、子どもたちを地域が支えるというところが、非常に以前と比べて弱くなっているのではないかですとか、そういったご意見も頂いてございます。私どもといたしましては、そういったところは非常に重要なところなのかなというところだという認識は持ってございます。

ただ、それを次の教育プランにどういった形で反映させていくか、落とし込んでいくかとい

うところにつきましては、我々のほうでも今後考えていきたいなと考えてございます。

○教育長　田中委員。

○田中委員　ありがとうございます。社会教育に関しては、先般地域教育課長の寒川さんや課の皆さんと意見交換させていただいて、「必要であるけれどもなかなか難しいよね」というところは感じております。社会教育が増していくと子どもにとってもプラスになりますし、社会全体にプラスになると思うので、私も何が効果的なのか、何ができるのかというのを一緒に考えたいなと思いました。意思表示でございました。

○教育長　そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第55号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長　異議なしと認め、議案第55号は原案のとおり可決といたします。

以上で、議案等を終了いたします。

続いて、報告事項等に入ります。

それでは、報告事項等の１「臨時代理の報告について」の説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長　それでは、報告事項等の１「臨時代理の報告について」のご説明を申し上げます。

葛飾区教育委員会の権限委任等に関する規則第３条第１項の規定によりまして、次のとおり教育長が事務を臨時に代理して処理いたしましたので、同条第２項の規定により報告するものでございます。

１の「臨時に代理して処理した事務」につきましては、別添の資料のとおりでございまして、２の「臨時に代理して処理した日」につきましては、令和８年８月３日でございます。

本件についての説明は以上でございます。

○教育長　ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項等の１を終わります。

続きまして、報告事項等の２「中期実施計画等の進捗状況について」の報告をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長　それでは、報告事項等の２「中期実施計画等の進捗状況について」をご説明申し上げます。

初めに、１の「趣旨」でございます。区の後期実施計画（令和９年度～令和12年度）の策定におきまして、現在の令和６年度から令和９年度までを計画期間としてございます中期実施計

画の進捗状況と、令和５年度から令和12年度を計画期間としておりますＳＤＧｓ推進計画の進捗状況を取りまとめたことから、ご報告をするものでございます。

２の「進捗状況」でございます。「中期実施計画」につきましては、葛飾・夢と誇りのプロジェクトの進捗状況、そして施策の目標値と実績値、計画事業の目標値と実績値、こちらをそれぞれ別紙１から別紙３までにまとめてございます。

また、ＳＤＧｓ推進計画につきましては、ＳＤＧｓかつしか未来プロジェクトの進捗状況及び各ゴールの目標値と実績値、こちらをそれぞれ別紙５と別紙６にまとめてございます。

それでは、ページを少しお進みいただきまして、３ページの別紙１「葛飾・夢と誇りのプロジェクトの進捗状況」につきまして、教育委員会主管の事項を中心にご説明申し上げます。

まず、４の「『子育てするなら、葛飾で』推進プロジェクト」におきましては、学童保育クラブ・わくわくチャレンジ広場に加えまして、かつしかプラスの充実などを進めてまいりました。今後、質の高い教育環境を確保していくとともに、子どもたらが放課後等も安全・安心に過ごし、多様な体験ができる環境整備を進めてまいります。

続きまして、４ページ、５の「学力・体力向上プロジェクト」でございます。プログラミング教育や外国語授業など新たな活動への対応を進めますとともに、教員の働き方改革を進めまして、教員が子どもと向き合う時間を確保し、教育活動の充実を図ってございます。また、学力向上に向けましては、「学力向上グランドデザイン」や「葛飾教師の授業スタンダード」に基づきます授業改善のほか、学習指導補助員、学習指導員の配置、学校司書の全校配置、自学自習用配信コンテンツの導入、「かつしかっ子体力アッププログラム」などを推進してまいりました。

今後、授業と自学自習を推し進められる環境づくりを効果的に連動させまして、一人一人に応じた学習支援を進めますとともに、発達障害のある児童・生徒や不登校対策、外国ルーツの児童・生徒への支援の充実、学校図書館（学習センター）の利用時間の拡大に取り組んでまいります。

続きまして、５ページの「スタジアム構想実現プロジェクト」におきましては、令和６年３月に区が取得した私学事業団総合運動場を「東新小岩運動場」として活用したというところを記載してございます。

続きまして、７ページからの別紙２をご覧ください。「施策（指標）の目標値と実績値」でございます。こちらでは中期実施計画策定時の現状値、目標値ともに実績値をお示ししてございますけれども、教育委員会に関係するもの、幾つかご説明をさせていただきます。

まず、政策Ｎｏ．８の施策Ｎｏ．04「放課後支援」でございますけれども、学童保育クラブやわくわくチャレンジ広場で子どもが放課後等を安全･安心過ごしていると思う保護者の割合、こちらにつきましては上昇基調にございまして、目標値を上回っているという状況でございま

す。

その下、政策Ｎｏ．９の「学校教育」につきましては、一部未確定な部分もございますけれども、施策Ｎｏ．01の「学力・体力の向上」につきまして、目標値を下回っている状況でございます。

８ページ、政策Ｎｏ．10の「地域教育」におきましては、施策01の「学校・家庭・地域の連携」につきましては、いずれも目標値を上回っている一方、施策02の「家庭教育への支援」につきましては、目標値を下回っているという状況でございます。

なお、少しお進みいただきまして、９ページからの別紙３には、教育委員会所管の計画事業の目標値及び実績値を、17ページからの別紙４及び19ページの別紙５にはＳＤＧｓ推進計画の進捗状況及び各ゴールの目標値と実績値、それぞれ論等にまとめてございますので、後ほどご覧おきいただければと存じます。

１ページにお戻りください。３の「進捗状況を踏まえた今後の方針について」でございます。（１）「後期実施計画」の策定に当たりましては、今回取りまとめました進捗状況やアンケート調査結果を踏まえますとともに、新たな行政課題への対応など計画策定の視点を示した後期実施計画策定方針を基に、区民満足度の更なる向上を目指し、達成に向けた取組を検討してまいります。

また、（２）「ＳＤＧｓ推進計画」につきましては、後期実施計画において「ＳＤＧｓかつしか未来プロジェクト」の具体化を図り、関連施策の進捗管理を一体的に行ってまいります。

最後に、４の「後期実施計画策定スケジュール（予定）」でございます。令和８年12月に「後期実施計画（素案）」の議会報告を行いまして、パブリック・コメントを実施いたします。その後、令和９年２月に「後期実施計画（案）」を区議会へ報告いたしまして、３月の計画策定を予定してございます。

こちらについての説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長　ただいまの報告につきまして、ご質問等はございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の２を終わります。

続きまして、報告事項等の３「西小菅小学校学校プールの活用について」の報告をお願いします。

学校施設課長。

○学校施設課長　それでは、報告事項等の３「西小菅小学校学校プールの活用について」ご説明いたします。

１の「概要」です。西小菅小学校の合築棟プールについて、「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」に基づき、効果的な転用を図るものでございます。

２の「整備概要」です。プール槽の上に人工芝を敷設し、屋上広場に転用いたします。

３の「活用例」です。アの「授業等」といたしまして、次ページにわたりまして各授業についてお示しの内容での活用を想定しております。イの「休み時間等」といたしまして、本整備により、柔軟な対応が可能になるものと考えているところでございます。ウの「機械室の転用」でございます。３階の機械室内の関連機器を撤去することで、教材室等への転用が可能となります。エの「地域の防災機能向上」といたしまして、浸水時の防災機能向上に資する様々な活用が期待できると考えております。

おめくりいただきまして、４の「今後の進め方」でございます。今後は、転用に向けた仕様の整理や学校との協議を進めまして、令和９年度当初予算への関連予算の計上を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長　ただいまの報告につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の３を終わります。

続きまして、報告事項等の５「就学援助の誤認定について」の報告をお願いします。

学務課長。

○学務課長　それでは、報告事項等の５「就学援助の誤認定について」のご説明を申し上げます。

１の「概要」でございます。就学援助は、経済的理由によって就学困難と認められる児童または生徒の保護者等に対し、本区が必要な援助を行う制度でございます。この就学援助の令和８年度事務処理におきまして、学務システムの設定などに誤りがあったため、認定要件に該当するかどうかの判定が正しく行われず、誤った認定結果を記載した通知書を発送したものでございます。

なお、就学援助費支給前に誤認定が判明したため、誤支給は生じておりません。

２の「システム構築の概要」でございます。「契約件名」は、学務システム構築委託で、「契約年月日」は、令和７年１月８日。「履行期間」は、令和７年１月９日から令和８年３月 31 日まで。「受託者」は、株式会社ワイイーシーソリューションズでございます。

３の「原因」でございます。学務システムは、令和８年３月に国の標準仕様に準拠したシステムへ移行いたしました。この移行後の学務システムの設定に誤りがあり、生活保護の受給状況が照合されなかったこと。また、令和７年度の生活保護の停止・廃止データが学務システムに取り込まれなかったことから誤認定が生じたものでございます。

その詳細でございますが、次のページをご覧ください。（１）の「設定の誤り」につきましては、受託者が、生活保護の受給状況を照合する機能について、誤って無効とする設定をした

ものでございます。また、区においても、受託者から設定内容の提出を受けて確認するなどの検証を行わなかったため、誤りを発見できませんでした。

次に、（２）の「認定に必要なデータの取込」につきましては、受託者が、令和７年度の生活保護の停止・廃止データが認定処理に必要であることを失念し、当該データの取込作業を実施しなかったものでございます。また、区においても、取込作業の実施状況について、受託者への確認を行っておりませんでした。

４の「誤認定の内訳」につきましては、第７回臨時会でのご報告から変更はなく、誤認定者数は 58 人でございまして、その内訳は表に記載のとおりでございます。

５の「これまでの対応」でございます。誤認定者を含め、６月 26 日に令和８年度の認定に係る通知書を送付していたため、７月 14 日に誤認定者へお詫び文と認定の取消しまたは変更に係る通知書を送付いたしました。

次のページをご覧ください。就学援助につきましては、正しい認定区分に基づき、全認定者に対して予定どおり８月４日に支給を行っております。

６の「再発防止策」でございます。まず（１）の「受託者における管理体制の強化」でございますが、受託者に対し、今後のシステム保守において、システム設定やデータ取込等の作業内容について複数人による確認を必須とするなど、組織的な管理体制を構築するよう求めてまいります。また、その内容を仕様書に明記いたします。さらに、システム改修を行う場合についても同様の管理体制を確保する旨を仕様書に明記いたします。

次に、（２）の「区と受託者との相互確認の強化」でございます。システムの設定やデータ取込作業を行う際には、認識の相違が生じないよう、事前に区と受託者とで協議した設定及び作業内容について文書で共有されておりますが、作業完了時についても、完了した根拠資料を添付した報告書を提出することを仕様書に明記することにいたします。

（３）の「学務システム更改時における旧システムとの比較検証の実施」でございますが、今後実施する学務システムの更改において、新システムの検証環境に旧システムと同一のデータを投入し、新旧システムの認定結果を比較検証することを必須の試験項目とし、仕様書に明記することといたします。

これらのことにより、同様の誤支給の再発防止を図ってまいります。

説明は以上でございます。

○教育長　ただいまの報告につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

田中委員。

○田中委員　ご報告ありがとうございます。この件については、システムのバグというよりは、新システムに移行する際のデータの取込漏れということで理解しております。

その再発防止策で、ご報告いただいたとおり、取込漏れ、プロセス漏れを防ぐためにいろい

ろ対策を打つということかと思います。

ただ、一方で、その新システムが実際に使われるシステムなので、運用を想定したオペレーションを一通りやっておけば気づけたよねというところがあるので、ここに書いていただいたとおり、今後の検証においては、そういうところも漏れないように対応していただけるといいのかなと思いました。

システムは人間がやるのでバグがつきものなので、あとはどういうふうに検出できるかというところがいろいろな工夫が必要と思いますが、今後ともよろしくお願いいたします。

○教育長　ご意見ということで、受け止めさせていただきたいと思います。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項等の５を終わります。

続きまして、報告事項等の６「就学援助の誤支給について」の報告をお願いします。

学務課長。

○学務課長　それでは、報告事項等の６「就学援助の誤支給について」ご説明申し上げます。

１の「概要」でございます。令和８年８月４日に支給した１学期分の就学援助費におきまして、保田しおさい学校に在籍する児童の保護者４名に対し、本来、東京都の就学奨励制度により支給される学用品・通学用品費を、区が重複して支給したものでございます。東京都の就学奨励制度は、特別支援学校への就学のために保護者が負担する経費の一部を保護者の負担能力の程度に応じて支給するものでございます。特別支援学校である保田しおさい学校もその対象でございますので、東京都の就学奨励制度で支給される学用品・通学用品費などにつきましては、区の就学援助の対象外となります。

２の「誤支給額」でございます。対象者は４名、合計額は３万630円でございます。

３の「判明の経緯」でございます。令和８年７月30日に、対象者ごとの支給額を記載した資料を各校へ送付し、同年８月４日に就学援助費を支給いたしました。その翌日の８月５日に、保田しおさい学校の事務職員から、学用品・通学用品費は東京都の就学奨励制度により支給されるため、区の就学援助費の支給対象外である旨の連絡があり、誤支給が判明したものでございます。

４の「原因」でございます。学務システムは令和８年３月に標準準拠システムへ移行いたしましたが、移行後のシステムに対応した業務手順書が未整備の状況でございました。保田しおさい学校につきましては、学用品・通学用品費の支給額をゼロ円とするなど、ほかの区立小学校とは異なる支給額を学務システムに設定する必要がございます。しかし、担当者が当該取扱いを十分に認識しておらず、確認すべき業務手順書もなかったため、ほかの区立小学校と同様の設定を適用したものでございます。

次のページをご覧ください。システムの設定内容を確認するためのチェックリストや複数人

で確認する仕組みが整備されていなかったことも原因の一つでございます。

５の「これまでの対応及び今後の対応」でございます。対象者４名に電話連絡を行い、経緯を説明して謝罪するとともに、誤支給額の返納をお願いいたしまして、謝罪及び返納のお願いに係る通知文と返納のための納入通知書を送付いたしました。

今後は、返納状況を確認し、返納が確認できない対象者に対しましては、引き続き返納をお願いしてまいります。現在のところ、１名の方からの返納を確認できているところでございます。

６の「再発防止策」でございます。現在の学務システムでの処理に対応した業務手順書を整備し、保田しおさい学校に係る取扱いを明確化いたします。また、支給額のシステム設定時及び支給内容の確定時に使用するチェックリストを新たに作成し、複数人による確認を徹底することで、同様の誤支給の再発防止を図ってまいります。

説明は以上でございます。

〇教育長　ただいまの報告につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

田中委員。

〇田中委員　ご報告ありがとうございます。さっきの話に通じると思うのですけれども。システムって、今回、特に移行なので、旧システムが新システムに同じものを違う準拠したシステムでつくるというところで、あまり機能的な評価とかは、旧システムを引き継ぐという観点でやられたのかなとは想像するのですけれども。システムというのは、システム自体が目的というよりも、それを使って業務ができるかというのが最終ゴールなので、業務手順書が未整備の状態というところは、問題があったのかなと思います。

ここはシステム会社の漏れがちな観点なのですけれども、こちらの教育委員会側の担当もそこを意識していただいて、業務が最終的にできるまでがゴールだというところを念頭に、今後、こういうシステムの移行は進めていただければなと思います。

〇教育長　学務課長、いかがですか。

〇学務課長　ご指摘ありがとうございます。今回、学務システムを移行いたしまして、その移行作業の中で、業務手順書にまでなかなか手がつかなかったということがございましたが、お話しのとおり最終的にはきっちりと業務ができる。そういったことが一番大事なところですので、業務手順書の整備をしていなかった、そこのところは大いに反省してございます。

今後は業務がしっかりできることを目指しまして、何が足りていないかしっかりと確認しながら、システムの更改作業、もしくはこういった支給・認定の作業を行ってまいりたいと考えております。

〇教育長　よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の６を終わります。

続きまして、報告事項等の７「『今後の水泳指導の実施方法に関する方針』の移行計画の更新について」の報告をお願いします。

学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長　それでは、報告事項等の７「『今後の水泳指導の実施方法に関する方針』の移行計画の更新について」ご説明いたします。

１「はじめに」でございます。２段落目でございますが、本年７月に、全小学校の移行をより計画的に進めていくために、今後の水泳指導の実施方法に関する方針を更新したことから、これまで方針の実施計画の一部として示してきました移行計画につきましても、全小学校の移行時期等を示したものに更新するものでございまして、本日は案としてお示しするものでございます。

なお、改築に合わせて移行した四ツ木中学校のほか、改築中の常盤中学校や区で整備する屋内温水プールにアクセスしやすい双葉中学校の事前検証など、中学校の対応につきましては本計画によらずに進めていくこととしております。

２「屋内温水プール施設及び受入体制の整備」でございます。こちらも２段落目でございますが、区が整備を進めている新宿及びお花茶屋の屋内温水プールは、各施設 10 校程度が利用可能でありますため、両施設が本格稼働する令和 12 年度には、既に移行済の小学校 28 校と合わせまして、全小学校の水泳指導の移行が完了する見込みであります。

裏面に進みまして、３「屋内温水プールの整備スケジュール及び移行校数」につきましては、表に記載のとおりでございまして、詳細は別紙にてご説明をいたします。

４「屋内温水プール利用校及び受入施設想定」でございます。１枚、おめくりを頂きまして、別紙をご覧ください。こちらの表、一番左の列には上から奥戸と水元の総合スポーツセンター、そして民間施設 10 施設、その下に現在整備を進めております新宿とお花茶屋の屋内温水プールを記載しておりまして、左から２列目には、本年度であります令和８年度に各施設を利用している学校や移動手段などを記載してございます。

緑色で網掛けをしている部分は、既に移行済みではあるものの、受入施設または移動手段の変更がある学校でございまして、オレンジ色で網掛けをしている学校は、新規の移行校でございます。

令和 11 年度と 12 年度の列をご覧いただきますと、新規移行校であるオレンジ色の学校のほか、変更となる緑色の学校も多くなっておりますが、新宿地区とお花茶屋地区の屋内温水プールの供用開始に合わせまして、各校がより効率的に移動ができるように受入施設の見直しを行った結果でございます。

なお、この移行計画案につきましては、今後、各学校や区議会とも意見交換をしながら、計画決定をしていきたいと考えておりますが、受入施設の状況でございますとか、あと各学校の

クラス数などの状況は変動していくものでございますので、計画決定後も適宜見直しを図りながら事業を進めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○教育長　ただいまの報告につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

谷部委員。

○谷部委員　令和12年度に全面的に移行してから、民間が撤退になったときの区の受け入れる余裕の枠というのはどのくらいあるのですか。

○教育長　学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長　受入施設の余力ということで申しますと、基本的には新たに整備をします新宿及びお花茶屋地区の学校施設としての温水プール、こちらで受入れをしていきたいと考えてございます。

今、現状、この移行計画の中では、年間で言いますと５月から11月で水泳授業を完了させるということで、まずコマ数、シミュレーションを行っておりますので、今後、令和13年度移行、民間施設の受入状況に大幅な変更があった場合には、そういったところの見直しもかけながら、当然、一度移行した学校については、以降ずっと温水プールでの水泳指導というところで見込んでございます。

○教育長　状況によって11月までではなくて、12月とか１月も使うとか、そういった対応も必要になってくるかなと思っているところでございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で、報告事項等の７を終わります。

続きまして、報告事項等の８「専決処分（契約変更）の報告について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長　それでは、報告事項等８「専決処分（契約変更）の報告について」説明をいたします。

１「専決処分事項」及び２「件名」は、「葛飾区奥戸総合スポーツセンター陸上競技場天然芝化改修工事請負契約の変更」でございます。

３「契約の相手」は、桂・葛飾建設共同企業体でございます。

４の「変更内容」ですが、（１）「変更前契約金額」４億7,740万円に対して、（２）「変更後契約金額」は、４億8,716万8,000円、976万8,000円の増額となります。

５の主な「変更理由」は、３点でございます。（１）人工芝から天然芝への張り替えに当たり、工事の支障となる地中埋設物が確認されたため、撤去及び処分を行いました。次ページにお進みください。（２）柵の基礎の部分が既設電気配線と干渉することが判明したため、柵の

設置数を減らしました。（３）排水管の施工に当たり、維持管理性の向上を図るため、集水ますを設置しました。

６「専決処分年月日」は、令和８年８月 19 日でございます。

説明は以上となります。

○教育長　ただいまの報告につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項等の８を終わります。

続きまして、報告事項等の９「葛飾区立図書館サービスの考え方に基づく見直し・拡充の進捗状況について」の報告をお願いします。

中央図書館長。

○中央図書館長　それでは、報告事項等９「葛飾区立図書館サービスの考え方に基づく見直し・拡充の進捗状況について」をご報告いたします。

まず、１の「概要」でございます。令和６年９月に策定いたしました「葛飾区立図書館のサービスの考え方」に掲げた蔵書の方針及び「図書館サービスの一覧」において見直し・拡充といたしました 22 の実施項目に係る進捗状況についてご報告するものでございます。

２「図書館サービスの見直し・拡充の検討手順」でございます。（１）令和６年度の葛飾区区民モニターアンケートにおきまして、「充実してほしい図書館サービスについて」のうち、６割以上が「本・雑誌の充実」を希望していることから、見直しに当たりましては、蔵書の充実及び「図書館サービスの一覧」の電子書籍サービスから着手いたしました。

次に、「図書館サービスの一覧」における 22 の実施項目の見直し・拡充の検討に当たりましては、最初に、図書館運営に従事する職員に向けた研修等を通じまして、図書館サービスを実施する目的の再確認から始め、その上で、利用実績、利用者ニーズ及び各図書館の実施状況を踏まえまして、見直しを進めることといたしました。

次に、３「図書館サービス各分野における見直し・拡充の進捗状況及び今後の方向性」でございます。別添にてご説明申し上げますので、そちらをご覧ください。

別添、「図書館サービス各分野における見直し・拡充の進捗状況及び今後の方向性」をご覧ください。まず、表紙をめくっていただきますと、まず１ページ、１の「蔵書」でございます。蔵書の方針につきまして、そこに概要、それと蔵書冊数及び貸出冊数等の推移がございます。そちらは記載のとおりでございます。

次に、実施項目と進捗状況を記載しております。要点からご説明いたします。①の「図書」でございます。蔵書の魅力を向上させる方策といたしまして、区民ニーズに沿った資料の収集と適切な除籍の両立を図る方針といたしまして、具体的には、人口がほぼ同規模の自治体の図書における更新率を参考に 10%と定めまして、収集及び除籍を進めたこと。

資料の収集に当たりましては、中央図書館は、区民の課題解決を支援するための専門的な資料など幅広く収集。また、地域館は、地域の拠点としての役割を担う蔵書構成となるよう収集し、地区館は、身近な図書館としての役割を担うため、実用書を中心に収集するとしたことを記載しております。

次に、２ページでございます。「電子書籍」でございます。令和３年度から開始いたしました電子書籍サービスについてですけれども、令和７年度に２万冊を達成したこと。収集に当たりましては、蔵書の魅力及び鮮度の向上を図るために、需要が見込める資料を積極的に収集し、蔵書構成の充実を図ったこと。さらに、ナレーターや声優が本を朗読した「聴く本」でありますオーディオブックにつきまして、令和７年度に 204 冊導入し、だれもが読書に親しむことができる環境の充実を図ったことを記載しております。

続く、「課題及び今後の方向性」でございます。（ア）には、区立図書館全体の蔵書について、役割分担に沿った蔵書構成としていく必要があることから、中央図書館で調整を行うことといたしまして、資料の収集を図っていくこと。

（イ）には、区立図書館全体で必要な蔵書規模を確保する必要があることから、図書の更新率 10％を維持して、必要な購入冊数を確保していくこと。

（ウ）には、電子書籍の収集に当たりましては、蔵書の魅力の向上を図る必要から、利用状況や情報の新しさ等を踏まえながら計画的な買替えを行っていくこと。

（オ）には、だれもが読書に親しむことができる環境の充実を図る必要があるため、オーディオブックについては、令和８年度に 400 冊程度まで拡充し、維持していくことを記載しております。

次に、３ページからの２「図書館サービス」でございます。こちらは、七つの分野に分かれて整理してございます。各分野ごとに「概要」「見直し及び拡充する実施項目」について、先ほどの蔵書と同様に記載しております。それに続きまして、「実施項目」「進捗状況」、さらに「課題及び今後の方向性」が続いておりまして、先ほどの蔵書と同様にこちらの主だったところの論点を、順次、ご説明をしてまいります。

まず、分野（１）の「ＩＣＴを活用した多様なサービス」でございます。「概要」「見直し及び拡充する実施項目」は記載のとおりでございます。

まず①「電子書籍サービス」でございます。中央図書館において利用者がスマートフォンなどを操作して電子書籍サービスを体験する電子書籍体験会を毎年度実施し、利用促進に取り組んでいること。紙の本を配付していたかつしかっ子ブック事業について、令和３年度の電子書籍サービス開始に伴い事業を見直し、中学生を対象に、電子書籍サービスを利用できる利用者ＩＤ・パスワードを配付しており、令和７年度からは、小学５・６年生にも配付対象を拡大したこと。調べ学習などに活用できるよう、複数人が同時に閲覧できる期間内読み放題型コンテ

ンツの充実を図ったことを記載しております。

また、４ページでございます。③「地域資料のデジタル化」でございますが、令和６年度には葛飾区ゆかりの人物に関する地域資料について、デジタル化する資料の範囲や基準を整理いたました「葛飾区立図書館地域資料のデジタル化の進め方」をまとめまして、計画的にデジタル化を進めていくことにしたこと。令和７年度には、中央図書館のデジタルライブラリー専用パソコンを、利便性向上のため、地域資料を展示しているコーナーに移設したことを記載しております。

また、「課題及び今後の方向性」ですが、（ア）電子書籍につきましては、令和３年度以降利用者が増えていますが、さらに拡大を図る必要があること。自治町会に出向いて実施したこれまでの取組を踏まえまして、地域館においても電子書籍体験会を実施するなど、区民への周知を進めていくこと。

（イ）電子書籍の利用拡大には、利便性の向上が必要なことから、予約数や貸出数の見直しや、複数の利用者が同時に閲覧できる電子書籍コンテンツの充実を図っていくこと。

（オ）地域資料につきましては、計画的にデジタル化を進めてことが必要なことから、社会的ニーズが高く、活発な利用や事業ＰＲにつながることが期待できる資料、戦後の行政資料など劣化が進行している資料を優先しながら対応していくことを記載しております。

次に、５ページ、分野（２）「レファレンス」でございます。「概要」「見直し及び拡充する実施項目」は記載のとおりでございます。

まず、①「レファレンスサービス」です。こちら民間活力の活用を契機といたしまして、簡易なレファレンスは窓口等業務委託職員が、高度で専門的なレファレンスについては図書館職員が担うことで役割分担を明確にしたこと。

②「パスファインダー」、こちらは資料や情報を探すときの手引となるリーフレットのようなものをこのパスファインダーと申しますけれども。このパスファインダーにつきましては、中央図書館が中心となって作成・見直しを進めていることを記載しております。

「課題及び今後の方向性」ですが、（イ）レファレンスサービスにつきまして、図書館全体のレファレンスサービス水準を向上してすることが必要でございまして、特に中央図書館においては、区立図書館全体のレファレンスサービスの拠点として、多様で専門的な相談に対応できる体制を整えること。

（ウ）利用者の多様なレファレンスニーズに対応できるパスファインダーの提供には、レファレンス事例を活用し、内容を充実させていくことが必要。そこで、作成・運用方法の整理を中央図書館で進めていくこと。

次に、６ページでございます。（エ）来館しなくても必要な情報にアクセできることが求められていることから、紙媒体でのパスファインダーの整備とあわせまして、ホームページへの

掲載も検討を進めていることを記載しております。

次に、７ページ、分野（３）「児童サービス」でございます。「概要」「見直し及び拡充する実施項目」は記載のとおりでございます。

まず、③「読み聞かせボランティア養成講座」でございますが、新たな活動を始めるボランティアを対象にしていた講座対象者を、既に活動している方にも拡大したこと。また、８ページでございますが、ボランティアのつながりを深めるようなボランティア連絡会の開催や活動場所を図書館のみならず、保健所の健診会場にも拡大したこと。

④「配慮を必要とする子どもへのサービス」といたしましては、令和７年度には、布絵本の貸出対象を、全利用登録者へ拡大したこと。本年度には、日本語を母語としない子どもたちの読書支援を図るため、多言語資料の蔵書構成の見直しに着手したことを記載しております。

「課題及び今後の方向性」ですが、（エ）絵本の読み聞かせは、対象となる子どもの年齢に応じた読み聞かせが必要なことから、ボランティアの方に対して、必要な知識及び技術の習得を支援するとともに、講座の内容も見直していくこと。

（キ）多言語資料について、地域の状況を把握しながら資料の収集方針について検討を進めていくことを記載しております。

次に、９ページ、分野（４）「ＹＡサービス」でございます。「概要」「見直し及び拡充する実施項目」は記載のとおりでございます。

まず、「ＹＡブッククラブ」でございます。ＹＡとはヤングアダルト、概ね 12 歳から 18 歳程度の中・高生を指しておりますが、令和７年度、事業目的を整理した上で、児童サービスの「子ども司書認定」を受けた児童が卒業後も活動する場の提供を目的とした事業へ見直しをしたこと。

また、③「パスファインダー」でございますが、令和７年度は、図書館ホームページの「ＹＡページ」のお役立ちリストなどのパスファインダーを分かりやすくしたこと。本年度は、調べ学習などでの活用や中高生が興味を持てるテーマなどの項目の洗い出しを行っていることを記載しております。

10 ページ、「課題及び今後の方向性」、こちらの（ア）でございますが、ＹＡブッククラブにつきましては、「子ども司書認定」を受けた小学生が中学生になっても継続して活動できる場としていくため、実施内容や周知方法が中高生の利用状況や利用ニーズ、時代に即しているかなど検証することが必要。そこで実施状況を検証しながら、見直しを毎年行っていくこと。

（ウ）パスファインダーにつきましては、中高生が必要な情報や資料にアクセスしやすい環境整備が必要であり、そのため、現在発行しているパスファインダーの内容を見直すとともに、図書館ホームページで公開していくこと。紙媒体とデジタルの両面から活用促進を図っていくことを記載しております。

次に、11ページ、分野（５）「バリアフリーサービス」でございます。「概要」「見直し及び拡充する実施項目」は記載のとおりでございます。

まず、②「読書支援機器の充実」でございます。令和６年度はデジタル録音図書、デイジー図書とも言いますけれども、このデジタル録音図書再生機器、プレクストークと言いますが、こちらを地域館にも配置して利用促進を図ったこと。本年度は、中央図書館にて、拡大読書器及び音声読書器の買替えを行ったこと。

③「図書館利用支援の充実」では、令和６年度に読書バリアフリー支援チラシをつくり、図書館をはじめとして、社会福祉協議会などで配布し、周知とＰＲを図ったこと。令和７年度には中央図書館に「みる・きく・さわる」コーナーを設置したこと。また、福祉部との連携を行い認知症月間に合わせて、各館で統一して認知症に関する展示を行っていることを記載しております。

12ページの「課題及び今後の方向性」の（イ）読書支援機器につきましては、計画的に整備していくことが必要であり、耐用年数を経過した機器の状況を踏まえながら、最新機器の導入や買替えを検討し、計画的な整備を進めていくこと。

（エ）「みる・きく・さわる」コーナーにつきましては、バリアフリー資料やサービスの利用促進につながる内容としていくことが必要でありまして、展示している資料の利用状況などを検証しながら、見直しを行っていくことを記載しております。

次に、13ページ、分野（６）「ビジネス支援」でございます。「概要」「見直し及び拡充する実施項目」は記載のとおりでございます。

まず、①「パスファインダー」でございますが、令和７年度には、２種類のパスファインダーを発行し、中央図書館で配布していること。

③「ビジネス支援講演会・セミナー」でございますが、令和６年度には、これまで複数の図書館で収集していたビジネス資料について、事業を主に実施する中央図書館及び立石図書館に重点を置くように収集方針を見直したこと。立石図書館で実施するビジネス支援啓発講座の回数を、年２回から１回に変更し、講演会・セミナーについては、１回当たりの規模を拡大したことを記載しております。

14ページの「課題及び今後の方向性」の（ア）でございますが、ビジネス支援に係るパスファインダーにつきましては、利用者が必要な情報や資料にアクセスしやすい環境整備が必要なことから、発行しているパスファインダーの内容を見直すとともに、紙媒体のリーフレットの配布だけではなく、ホームページでも紹介し、活用促進を図っていくこと。

（ウ）ビジネス支援サービスにつきましても、中央図書館及び地域図書館の役割を明確にし、利用者に分かりやすいサービスの提供が必要なことから、企画運営を中央図書館に集約することや、事業開催に当たっては、必要に応じて立石図書館の開催も検討してことが記載されてい

ます。

15ページでございます。分野（７）「図書館事業全般」でございます。「見直し及び拡充する実施項目」は記載のとおりでございます。

①「館内掲示・サインの整備」でございます。令和７年度は、中央図書館のトイレ及び各コーナーへの誘導表示並びに書架表示の見直しを行ったこと。お花茶屋図書館では、新たな館内サインを制作したことを記載しております。

「課題及び今後の方向性」でございますが、（ア）館内掲示は、分かりやすく見やすい表示や、全館で統一的な対応をしていくことが必要であり、そのため、館内掲示が分かりやすく見やすい表示になっていること。ユニバーサルデザインに配慮されているかなど、随時確認し、見直しを行っていくこと。

（イ）注意喚起等の掲示物についても、全館で統一的な対応となるよう整備を進めていくことを記載しております。

以上、別添の資料のご説明をさせていただきまして、私からの本件のご説明は以上でございます。よろしくお願いします。

〇教育長　ただいまの報告につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、以上で、報告事項等の９を終わります。

続いて、「資料配付」に入ります。教育総務課長から一括して説明をお願いします。

教育総務課長。

〇教育総務課長　本日の資料配付、３件ございまして、「令和８年度岩井臨海学校の実施結果について」「令和８年度イングリッシュキャンプの実施結果について」「令和８年度葛飾区中学校総合体育大会の実施結果について」、以上３件でございます。よろしくお願いいたします。

〇教育長　以上で、本日の議事は全て終了となりますが、そのほか委員の皆様からご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

井口委員。

〇井口委員　今、資料配付の中にあった、８年度の岩井臨海学校のことについて、感想を述べさせていただきます。

個人的に、7月25日の土曜日に実際に行って、子どもたちの活動の様子を見させていただきました。私もずっと教員時代にこの運営に長く関わらせていただいたのですけれども、コロナ禍以降、実施方法が変わったりしたので、今、現在の子どもたちの活動の様子、先生方の様子も見てきました。

感じたことですけれども、一斉指導方式であると、非常に安全が確保されるというか、各学校の引率の校長先生方や先生方も安心して入れていたのですけれども。今回、様子を見たら、

それぞれ学校ごとに校長先生を中心に楽しく安全確保をしながら、実施している様子を見て安心しました。

一昨年からですか。ライフセーバー３名を配置していただいて。そのライフセーバーも現地での本部の校長先生ほか、あと２名の本部の運営委員と、よく連携して連絡を取りながら、子どもたちの遊泳の安全確保をしていたのがよく分かって。そのライフセーバー３名、１名がベテラン、かなりのベテランの方がいて、あと２名ということで、非常にバランスよくやっていたなと思いました。

校長先生方にお話を聞くと、最近、海水浴ってあまり家族で行かないみたいで、半数以上が岩井の海が、海での遊泳が初めてという子どもたちの様子を聞いて、最初、怖がっている子もいたりしていたのですけれども。そういう中では、遊泳経験のない児童があいう経験をするというのは非常に貴重な自然体験かなというふうにも感じました。

あわせて、今、熊の問題があって日光でキャンプファイヤーやナイトハイク、昔肝試しと言っていた活動もできない中で、岩井では子どもたちがそれをしっかり楽しめる。そういう意味でも、今の岩井臨海学校の宿泊が、葛飾を離れて自然、いろいろな体験をするという意味では、とても成果を上げているのかなというのを、実際に見に行って感じさせていただきました。

一点、ちょっと心配だったのは、民宿も回ってきたのですけれども。後継者がいなくて、続けられるかという民宿が幾つもあるので、今、順調に行っているからというのではなくて、そういう場合の代替の民宿なんかは、常にアンテナを張って確保しておくことも必要かなということも感じました。

以上です。

○教育長　ありがとうございました。子どもたちにとっては非常に意味があることかなと、私たちも思っているところでございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして、令和８年教育委員会第９回定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻０時２７分